



令和3年11月19日

目黒区長 青木英二様

目黒区特別職報酬等審議会

会長 吉岡桂輔

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の
給料の額等について（答申）

令和3年10月28日付け目総総第3204号により諮問のあった区議
会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期
末手当の額について、別紙のとおり答申する。

以 上

答 申 書

令和3年11月19日

目黒区特別職報酬等審議会

目黒区特別職報酬等審議会委員

会 長 吉 岡 桂 輔

会長職務代理 追 川 幸之助

委 員 市 毛 紀 行

委 員 岡 田 浩 美

委 員 小 川 加津代

委 員 奥 山 利 子

委 員 庄 島 猛 彦

委 員 原 武

委 員 土 方 武

委 員 松 崎 ひろ子

(委員氏名は50音順)

答 申

1 はじめに

当審議会は、令和3年10月28日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。

審議に際しては、令和3年の特別区人事委員会勧告をはじめ、議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、目黒区の財政収支の見直し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を行った。

短期間ではあったが、集中的に審議を行った結果、区民代表の立場から、区民感覚等にも十分配慮した上で、議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額等について答申を行うものである。

2 諮問事項を取りまく状況と検討内容

(1) 議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の改定経過

議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。

その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区は区議会議員の報酬等に関しては条例改正案の提出を見送ることとした。

区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了に伴い、平成27年4月に本則に復した後は、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率並びに一般職員の給与額との均衡を勘案し、直近では、令和3年1月に改定を行った。

(2) 23区の議員報酬、特別職給与の状況

23区の議員報酬、特別職給与年額の比較(令和3年6月1日現在)によると、議員の報酬年額は23区中21位、区長の給与年額は23区中17位と、23区の中で比較的下位に位置している。

このことについては、緊急財政対策に御協力いただいた区民の取組や議会における対応なども考慮し、平成23年から26年までの間の特別区人事委員会勧告を踏まえた改定を見送り、給料等を据え置くべきであるとの判断を行った当審議会の答申を尊重した結果の影響も考えられる。

以上のような経過もあり、もともとは中位に位置していたが、特別区人事委員会勧告に沿って増額改定してきた各区と比較し、順位が下位となったと考えられる。

(3) 議員及び区長等特別職の役割と職責

目黒区の歳入は、令和2年度決算では、特別区税が令和元年までの景気動向の影響が反映され、2年連続で史上最高額を更新した。一方で、特別区交付金は、財源である市町村民税法人分について、令和元年10月からの一部国税化が拡大された影響などにより、大幅な減となり、歳入一般財源としては、前年度比15億円の減となった。

今後については、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが困難であり、区の基幹財源である特別区税や特別区交付金など、歳入の大きな増を見込むことは現時点では難しい状況であるとされている。

また、税制改正により、令和3年度歳入のマイナス影響は、合計で61億円と見込まれており、このマイナス影響が令和4年度以降も継続される見込みとのことである。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症対応に引き続き取り組むとともに、今年度策定予定の新たな基本計画・実施計画に基づいた取組を確実に進めていく必要がある。一方で、子育て支援施策の拡充等による社会保障経費の増や学校施設を始めとした区有施設の更新経費負担が大きな課題となっている。

今後の極めて厳しい目黒区の財政状況の下で、複雑・多様化する区民要望への的確な対応、主体的・自律的な行財政運営及び効率的で区民から信頼される区政を更に推進していくことが強く求められる。

区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。

一方、二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を発揮しながら、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担っており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

(4) 検討に当たっての留意点

議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。

同時に、目黒区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

こうした視点・経過を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料等の額の検討に当たっては、特別給(期末手当)を含む年額ベースで総合的に比較検討を行った。

(5) 改定の試算

令和3年10月20日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の特別給(期末手当)で0.15月分の減(一般職現行4.60月→4.45月)とするものである。

これまでの経過を踏まえ、それぞれの職責に見合った額となること等に配慮し、議員報酬及び区長等特別職の給料等の見直しについては、現行の額に本年の特別区人事委員会勧告を反映して試算を行った。

(6) 改定の実施時期

区長等の特別職については、これまで慣例として、遡及は行わず、できる限り早期に反映させることが妥当であるとしてきた。このため、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。

これらの状況を勘案し、施行時期について、検討を行った。

3 結論

以上を踏まえ、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議した結果、当審議会は、令和3年の特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与改定が行われることを前提として、次のとおりの結論に達した。

議員並びに区長、副区長及び教育長の特別給の支給月数は、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断を踏まえ、令和3年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引き下げ月数に準拠して、年間0.15月分引き下げ、議員にあっては3.35月に、区長等特別職にあっては3.40月に引き下げることが適当である。

(2) 改定内容

改定後の議員並びに区長、副区長及び教育長の期末手当の支給月数を、次の月数に改めることが妥当である。

期末手当	年間支給月数	議員	3.35月
		区長等	3.40月

(3) 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

4 おわりに

当審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

答申に当たり、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとした区政課題への区の対応を高く評価するとともに、本答申が社会経済状況や職員給与との均衡など様々な要因を慎重に審議した結果であるので、これを最大限尊重し、真摯に取り組まれることを求める。

ワクチン接種による社会経済活動の回復が期待される一方で、新たな変異株のまん延に伴う新規感染者数の状況等により、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは困難であり、区の歳入の大きな増を見込むことは現時点では難しい状況である。また、国の税制改正により60億円以上のマイナス影響が今後も続く見込みである。

このような財政状況の中で、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、真に必要性・緊急性の高い事業に重点的に予算を配分しつつ、将来の新たな行政需要及び大規模災害や急激な経済変動などに対応するため、健全で持続可能な行財政運営を展開し、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組まれることを要望する。

また、区民の生命・健康と暮らしを守るため、コロナ対応に引き続き取り組んでいくことや、今年度策定予定の新たな基本計画・実施計画に基づいた取組を確実に進めていくこと、更には子育て支援施策の拡充等による社会保障経費の増や学校施設をはじめとした区有施設の更新経費負担という課題に的確に対応されることを要望する。

最後に、二元代表制の一翼を担う区議会においては、議決機関としての職責と行政のチェック機関としての役割をより一層果たしていただくことを併せて期待したい。

以 上